

2020年6月24日

特定非営利活動促進法第41条第1項の規定に基づく報告

NPO 法人オアシス HOKKAIDO

市民への説明の要請について

報告内容

ア 行政処分の内容及び受けた処分の内容は指定の全部の効力停止6か月である。

イ 平成30年3月から令和元年5月までの期間において、前理事長が利用者1名について事業所を利用していないのにも関わらず、訓練等給付費を請求していたために、行政処分を受けるに至った。(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第50条第1項第5号)。

ウ 前述の内容は、当該時期において請求業務を行った前理事長の虚偽意識の欠落に起因するもので、法人内において法令順守に業務を行う体制の不整備や十分なチェック機能がなされていなかったことも大きな問題と考えています。

エ 今回の処分による利用者の減少や及び職員確保の困難と併せ、今回の処分を重く受け止めて、その事業責任として請求業務が発生する就労事業の廃止を行いました。

又、今後は新理事長のもとに法令を遵守した法人運営を行い、就労施設に向けての委託業務の紹介や就労機会の創出・紹介などのアプローチにより、障害者の就労ニーズに寄与していきたいと考えています。

